

高松家庭裁判所委員会（第20回）議事概要

1 日時

平成25年12月12日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

井出往代，小野修一，木村泰昌，関元真弓，中村哲，中山充，星川叔子，溝内靖晃

(2) 事務担当者

森首席家庭裁判所調査官，白木首席書記官，西崎次席家庭裁判所調査官，吉田訟廷管理官，山西主任家庭裁判所調査官，下田事務局長，山西総務課長，白玖総務課課長補佐

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

(1) 委員長選出

出席委員の全員一致により中村委員が委員長に選出された。

(2) 高松家庭裁判所長あいさつ

(3) 本日のテーマ「家庭裁判所と関係機関等との連携について」に関する協議

ア テーマに関して，日本の家庭裁判所の実情をアメリカの実情と比較しながら少年事件担当の家庭裁判所調査官が説明した。

イ 意見交換

○ 家庭裁判所と外部機関や個人との間でどのような連携がとられているのか，その現状と現在どのような課題があるのか，それをどのように解決していこうとしているのかについて，紹介してもらい意見交換をしたいと考えて今回のテーマを出題した。

■ それでは，まず，少年事件についての家庭裁判所と外部機関等との連携について気づいた点等あれば承りたい。

○ 日本の少年審判とアメリカの手続との違いについて伺いたい。

● アメリカのある郡では非行事実の認定手続と処遇を検討する手続が分離されており，非行事実が認定されると，これからどういう処遇をするのかを中心に審問が行われる。日本では，非行事実の認定に加えて，なぜ非行に至ったかを含めて，これからその少年をどうやって更生させるのかを検討している。

○ 家庭裁判所と処遇機関との間での連携例を示してもらいたい。

● 例えば，家庭裁判所で調査官が調査した結果をまとめた社会記録を処遇計画の基礎とするために処遇機関に適切に引き継いで活用してもらっている。

また，裁判所における審判が終わった後，処遇機関に出向いて少年の様子を見たり，処遇機関とのカンファレンスや協議会を年に何回か行ったり，日常的に事務レベルで協議する場を作っている。また，中学校等に行って協議を行うこともある。例えば，在宅試験観察という処分になると少年の更生に

向けていろいろ起きてくる問題に対して学校とともに解決策の検討を行う。処遇機関に引き継ぐ社会記録の一部である少年調査票の記載内容について、処遇機関の方に入ってもらって検討をすることもしている。

- 最近の少年事件の印象はどのようなものかを話してもらい、それとの関係で家庭裁判所への要望があれば伺いたい。
- 私は人権擁護関係の仕事をしていて、学校で授業をすることもあるが、少年の問題は今後増える傾向にあるのかなと感じていて、家庭裁判所と児童相談所や少年鑑別所との連携について、情報交換をしながら密にして進めていく必要があると感じる。
- 子育て支援のボランティアを20年くらいやっているが、昔と比べて子どもがそんなに変わったとは思わない。ただ、都会と田舎で情報量の差がなくなり、均質化してきて、田舎でも都会と同じような現象が出てきているのかなと思う。小学校でもスマートフォンを持っている子供が多くなっており、子どもを取り巻く環境が変わってきたと思う。
- 少年非行は都会では低年齢化して、中学生の事件が多くなっている。また、香川県ではそうではないが、都会では凶悪化している傾向がみられる。
- 昔と比べ、最近の傾向として感じたことがあれば紹介してもらいたい。
- 昔とは非行の原因が異なってきていると感じる。少子化できょうだい数が少なくなり、人間関係を学んでいく機会が少ないため、人との関係を作るコミュニケーション力が少し落ちているのではないか。また、核家族が増えて来たこともあって、家庭の養育力が落ちてきていると感じる。子どもの父親、母親もそれぞれがさまざまな問題を抱えていて、子どもの父母を支える肉親的な支援関係も少なくなっているのではないか。
- 昔と今とを比べてみると、情報が広域的に広がり、子どもの友人関係も広域にわたっていて、最近では学校だけでは子どもの友人関係を把握できなくなっていると感じている。
- 学校も子どもの受け入れ態勢が十分でなかったり、施設の容量の問題もあり、いろいろ難しい問題が多いと感じている。
- 家庭の問題もあると思う。単親の家庭が増えたし、親の世代が祖父母世代との間で問題をかかえ、家庭での十分な受入ができていないと感じる。
- 子どもと親との関係では、母親世代が成熟していない。子どもが親を怖がっていないし、親との関係がさまざまな子どもの行動に表れていると思う。子供たちは、人の生死について、薄っぺらな認識で言葉にしているような状況がある。また、携帯電話などを通して、同じような考えの子どもが集まりやすい。
- 少年事件をきちんとした形で解決することが求められていると思う。家庭裁判所が関係機関ときちんと連携をとらないといけないということにつながってくると思う。連携をとるときにどんなことが必要なのか、考えられることがあれば伺いたい。
- 関係機関にどういう組織があるのか知識がないが、知る範囲では、刑法犯

少年の数は減っているようである。昔のような暴力行為は数字の上では減っているようであるが、全般的に言うと、子どもがおとなしくなっている。そういう子が増えていて、そこに問題が潜んでいるように感じる。また、若い世代が内向きになっているように感じる。その結果、例えば、人とどう関わっていいか分からない、集団の中でどうしていいか分からないとかいうことが、自分の意見を相手に押しつけてしまうというようなことと関係があるような気がする。専門家の方とうまく連携をとってやっていくことが家庭裁判所に課せられた課題なのかなと思う。

- 今日はアメリカのやり方をご紹介いただいたが、アメリカのやり方をそのまま受け入れるのではなく、日本にあったやり方を模索してもらいたい。
- 検察庁では、処遇意見を述べるために必要があるので、年に何回か少年院との間で協議会をやっている。少年事件は軽微な事件も多いが、人的、物的な制限がある中、軽微な事件については他の方法を考える時期に来ているのかもしれない。すべての事件を同じように扱っていくことは難しいので、少年自身にとっても社会にとっても重要な事件について、集中的に、きちんと対応していかなければならないと思う。

検察庁では、成人で犯罪を犯した人の社会復帰のために保護観察所等と連携した取組を始めている。少年事件についても、検察庁がより関与することを考えてもよいのかもしれない。

- 子どもの教育の問題もあると思う。小学校から基本的な学習能力、学習支援をしっかりとしていなければならない。子どもが自己肯定感をもてるように生活に最低限必要な教育は行われるべきであると思う。そういうことをいろんな現場で考えてもらいたいと思う。
- 学校で話をしてくれと頼まれるときに言われることは、自分で自分を好きになれない子どもをどうしたらいいか、ということがある。できる子とできない子が二極化していると感じる。私はこういう問題は地域でやらないといけなと思う。例えば、不登校をなくそうと取り組んで、その成果で不登校の子どもがいなくなったり、子どもがおはようとあいさつをするようになった。こういうことは小さな地域でやっていかないといけないと思う。今日アメリカの制度の話聞いて、ケネディ大統領が言った、国から何かをしてもらうかではなく、何ができるかを考えてください、ということ思い出した。自分の地域で小さなことからやっていかないといけないと思う。

■ 少年事件について裁判所に求めること、期待することがあれば発言をお願いしたい。

- 役所なので形も大事であり難しいこともあると思うが、こころの部分でクリアできることもあると思う。
- 家庭裁判所は犯罪被害者の方に対して丁寧に対応してもらっているなど感じている。被害者の感情も和らいで、そのことが少年の更生に良い方向に向かっていくのかなと思う。
- 少年非行については、どうしてそうなったかということよりも、どうした

らよいかという解決思考で考えていきたいと思う。

- 少年事件の事件数は少なくなっているようだが、難しい事件が多くなっているのではないか。家庭とか地域の教育力が落ちているという意見があったが、そういう中でどうやって立ち直っていくかということがなかなか見つけにくいのだろう。その中で処遇する施設とか公的団体等の役割が大きくなると思うが、しかし、そこで処理するのではなくて、そういう団体も協力して地域、家庭に働きかけていって、よいサイクルができて、良い方向に向かうのだと思う。裁判所が審判をした後の対応についても積極的な働きかけをしてもらいたいと思う。
- 家庭裁判所の仕事は絶対に必要なことだと思う。ただ、一般の人にとっては、裁判所はまだまだ敷居が高い。距離感をもう少し身近に感じられるようにしていただけたらと思う。
- 家庭裁判所に期待することをという話であるが、私は、あるべき論と並行して、問題を解決していくことが重要であると思う。家庭裁判所は調査する組織力、規模の大きさからしても、関係団体や機関の中でもかなり大きい方であると思うので、問題解決に向けたリーダーシップをとってもらいたいと思う。

■ ありがとうございます。本日は貴重な御意見を聞かせていただいたので、これらの意見を踏まえて今後とも適切な事務を行っていきたいと思います。

(4) 次回期日

平成26年6月5日（木）午後1時30分から開催することとした。